

平成29年1月26日

於 教育委員会室

平成29年1月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成29年1月大和市教育委員会定例会

○平成29年1月26日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	石 川 創 一
3番	委 員	鈴 木 勝 雄
4番	委 員	小 松 俊 子
5番	教 育 長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	山 崎 晋 平	こども部長	齋 藤 園 子
文化スポーツ 部 長	金 子 勝	教育総務課長	大 下 等
保健給食課長	佐 藤 正 美	指 導 室 長	藤 井 明
教育研究所長	竹 中 崇	青 少 年 相 談 室 長	中 村 真由美
こども・ 青少年課長	佐 藤 則 夫	文化振興課長	樋 田 久美子
図書・学び 交 流 課 長	山 崎 浩		

○事務局補助説明者

学校教育課 学務担当係長	大 塚 健太郎
-----------------	---------

○書 記

教育総務課 政策調整 担 当 係 長	齋 藤 信 行	教育総務課 政策調整 担 当 主 査	澤 村 のどか
--------------------------	---------	--------------------------	---------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第1（議案第1号）大和市立学校特別教室等使用に関する要綱の一部を改正する要綱について

日程第2（議案第2号）こども読書わくわくプラン（案）について（諮問）

日程第3（議案第3号）平成28年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

7 そ の 他  
8 閉 会

開会 午前10時00分

○柿 本 ただいまから、教育委員会1月定例会を開会いたします。会議時間は、  
教育長 正午までとします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は、4番小松委員、1番青蔭委員にお願いいたします。

続きまして、教育長からの報告として、初めに前月定例会以降の動きについて報告いたします。

12月25日には、芸術文化ホールで、大和市文化祭一般公募展表彰式が行われました。ギャラリーでの作品展示は、照明の効果などもあり、昨年度よりも格段に作品が映えておりました。応募作品数は絵画の部が86点、書が85点、写真が91点で、全作品合わせて262点に上ります。力作が多く、講評の先生からも、これからの期待が持てるというお話がございました。

26日、27日には、管外から大和市への異動を希望する教職員の面接を行いました。

28日には、仕事納めということで、市内の教育関連施設を回り、1年間の感謝を伝えました。

年が明け、1月5日には、大和市の新年賀詞交歓会が行われました。教育委員の皆様にもご参加いただきありがとうございました。今年もお世話になるたくさんの方にご挨拶をすることができました。

8日は、新春を彩る大和市駅伝競走大会と消防出初式に参加させていただきました。駅伝競走大会は146チーム、1,081人の選手が参加され、今年も多くのお応援の方が大会を盛り上げてくださいました。また、朝早くから大会の運営やお手伝いをしてくださった関係スタッフの皆様にも、改めて感謝を申し上げたいと思います。参加チーム数が制限されていることから、抽選で漏れてしまって残念だったという声も聞きますが、そうしたチームも、ぜひ来年また挑戦してほしいと思います。

消防出初式は、今年も引地台公園を会場として行われましたが、始まる前に、本市が「大和市での災害等における調査研究・支援活動に関する協

定」を結んでいるNPO法人クライシスマッパーズ・ジャパンにより、ドローンのデモ飛行が行われました。あらかじめインプットされたコースを飛び、災害時の写真を撮るのですが、とても期待がかかります。当日は、非常に寒い中でしたが、大規模地震想定訓練及び降下訓練は臨場感があり、また少年消防団の発表も、元気いっぱいの素晴らしいものでした。

出初式の後、文化創造拠点シリウスで行われていた「いけばな諸流展」をのぞかせていただきました。シリウスに会場が変更になったことから、明らかに例年よりも見ていただける方が多く、前日の土曜日だけで千人を超える方に参観していただいたと喜んでいらっしゃいました。今年は県の生け花展も5月にシリウスを会場として開催されることになっております。

9日には、本市の成人式が開催されました。今年も、新成人代表者による実行委員会が企画・運営を行いました。昨年11月時点で、新成人は2,207人とのことでしたが、当日の出席率は69.4%でした。久々の友人や恩師との再会で、会場は盛り上がっていました。大きな混乱もなく、新成人には節度を持って行動してもらえたと思います。教育委員の皆様もご参加ありがとうございました。

11日には、中一ギャップ検討委員会を行いました。今回は、いじめへの対策と人間関係作りに焦点を当てて議論いたしました。日常生活や道徳教育など、様々な場面で取り組みを進めることと、子どもたちが中心となった活動を作ることの重要性が指摘されました。検討会の中で話された内容は、校長会を通じて学校現場へ発信していきたいと思います。

同日の夜には、フィルムコミッション事業報告会に参加いたしました。複数の学校現場が撮影に使われるようになり、実績が増えています。これからも、「さがみの国大和フィルムコミッション」の活動に、教育委員会としても可能な範囲で協力してまいりたいと考えております。

13日には、臨時の県・市町村教育委員会教育長会議が行われました。内容は、横浜市で起きた東日本大震災に係る児童・生徒のいじめ問題を受けて、県・市町村がどのように対応していくかということでした。取り組みに対する共通の申し合わせをまとめる方向で、現在調整が行われており

ます。

添付した参考資料には、県と市町村の教育長で申し合わせた現段階の案が記載されています。項目をご紹介しますので、ご確認いただきたいと思います。

「県教育委員会では、本日、東日本大震災に係る児童・生徒のいじめ問題を受け、県及び各市町村教育委員会における今後の取組みについて協議等を行うため、臨時の県・市町村教育委員会教育長会議を開催しましたので、その結果の概要をお知らせします。

1 今回の事案に係る対応について、次の5項目を県・市町村教育委員会教育長の申し合わせの項目として取りまとめた。

(1) いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応、取組みについて、一人ひとりの教職員に対し、改めて徹底する。

(2) いじめ防止に関して、児童・生徒が積極的に関わる取組みを進める。

(3) いじめの定義を周知するなど、いじめ防止に関して保護者や地域住民の理解を促進する。

(4) 被災児童・生徒への見守りや実態把握、心のケアなど必要な支援を行う。

(5) 児童・生徒が東日本大震災や福島第一原子力発電所事故について理解を深めること等ができるような取組みを進める。

2 今後、さらに、この5項目について「県・市町村教育委員会教育長申し合わせ事項」として整理したうえで、具体的な取組方法等について、県・市町村教育委員会で協議し、実施していくこととした。」

以上です。

具体的なことについては、まだ調整中でございます。本市といたしましても、この話し合いを受け、できれば年度内に臨時の小中学校長会を開催し、今回の東日本大震災に係ることだけではなく、日頃から我々が予防・対応しなければならないいじめ等の問題にまで拡大する中で話をし、さらに現場への徹底を図っていきたいと考えています。

それでは、教育長報告を続けます。

13日にはまた、小中学校の校長会、教頭会主催の賀詞交歓会に参加させていただきました。様々な教育課題が山積みとなっておりますが、今年もぜひ管理職が先頭となって、積極的に課題にぶつかってほしいと思っております。

15日には、手をつなぐ育成会主催の新春を祝う会が催されました。今年、新成人が一人、高校卒業が一人、中学校卒業が二人、小学校卒業が6人、壮年の区切りを迎える方が7人で、それぞれの方に対するお祝いとなりました。それぞれの節目を迎えて、一步一步前進していただければと思います。

16日には大和青年会議所の、21日には歯科医師会の新年賀詞交換会に、それぞれ参加させていただきました。

また昨日、25日には大和市防災会議が行われ、参加いたしました。

続きまして、次月定例会までの予定をお伝えいたします。

本日午後1時から、今年度2回目の大和市総合教育会議が文化創造拠点シリウスで開催されます。今回は、現在の利用状況の説明などを交えながら、複合施設としての文化創造拠点の視察を行うことで、今後のシリウスの活用方法を考えるきっかけにしようというものです。市民公開の会議は予定しておりませんが、教育委員の皆様におかれましては、よろしく願いいたします。

27日には、上和田小学校の教育課題研究中間発表会が行われます。

「伝え合い、深め合い、高め合う子どもの育成をめざして」をメインテーマに、読むことの授業作りの研究を進めております。まだ中間発表ですが、職員一丸となって取り組み、成果が見え始めていると聞いております。

28日には、芸術文化ホールで青少年相談室主催の不登校を考えるフォーラムを開催いたします。今年是不登校の未然防止と初期対応、自立支援を課題として、国立教育政策研究所の生徒指導・進路指導研究センター総括研究官、中野澄先生にお話をさせていただきます。不登校は、全国的にも増加傾向を示しており、深刻な教育課題であることには変わりはありません。本市としても、子どもたち一人一人に寄り添った対応の構築を進めて

まいりましたが、ぜひ多くの方とともに考え、お話を聞く中で、それぞれの立場での取り組みの参考になればと考えております。

2月1日には条例表彰式がとり行われます。

2日には、県央教育事務所管内教育長会議が予定されており、人事を中心とした議題が話し合われます。

3日には、大和市学校保健研究協議会が開催され、4部会からの研究発表と講演会が計画されております。

6日と8日には、今年度最後の学校訪問を予定しております。二日間で小学校8校を回る予定です。教育委員の皆様には、よろしく願いたします。

9日には、県・市町村教育委員会教育長会議が予定されております。

また、11日には、防火講演会とスポーツ人の集いが行われる予定です。

私からの報告は、以上です。

ただいまの報告に対し、質疑または補足等ございましたら願いたします。

○石川 先ほど、臨時の教育長会議の件で、いじめ問題に係る申し合わせ事項の話がありました。今後は、ここに書かれたことをきちんとやっていかなければならないと改めて思います。そのためには、教育委員会自身が、いじめの定義を再度確認する必要があると思います。

今回の横浜市の件で批判を浴びているのは、一つはいじめの定義に曖昧さがあったことに起因するようには思います。例えば、お金のやりとりについてはいじめと認定しないという話があり、批判を受けています。その場その場で、「これはいじめだろうか、いじめじゃないだろうか」と考えるのではなく、教育委員会として常にはっきりと示せるようにしておくべきだと思っております。

申し合わせ事項の内容を実行することはとても重要だと思っておりますが、それ以前の部分をどう話し合っていくかも大事であると思っております。

よろしく願いたします。

○青 今、石川委員がおっしゃっていたとおりだと思います。ただ、いじめの

委員 定義というのは文部科学省が示しており、被害者の立場で、精神的な苦痛を感じているものはいじめと判断することが明言されています。事案の大小によらず、積極的に認知することも求められており、このことに関しては、私たちが改めてしっかりと押さえなければなりません。

それから、いかに立派な文書を作ろうと、運用するのは、人です。内容を咀嚼し、実際に行動し、目的を果たせる人というのを育てない限りは意味を持ちません。また、報道機関に対して発表する場合は、責任者たる者、その一言一句の持つ重みを考え、曖昧に答えず、不明な場合は後日必ず答えるとして、その発言に責任を持つべきことは言うまでもありません。

アンケートを取ったり、会議で話し合ったりしても、実際に事に当たる方々に伝わり、実践されなければ意味がありません。そのことを、ぜひ次の会議でご発言いただきたいと思います。

以上でございます。

○鈴木委員 1月28日の土曜日に、不登校フォーラムの中でいじめ防止ポスターの表彰式が行われると思いますが、事前にポスターを見てきました。子どもたちが描くポスターのキャッチコピーに感動しました。「みんな持っている優しい気持ち」「あなたの手でいじめゼロへ」「仲間はずれ反対」「その言葉、自分は言われて大丈夫？」など、子どもたちの素直な感性が表れています。ですから、その子どもたちの気持ちを、子どもたち自身はもちろん、教職員を初め大人たちも認め合って、いじめをゼロにしていくことがとても大事だと思います。

○小松委員 私も、いじめを考える上では、お互いにいたわり合う気持ちを、学校、家庭、また地域の中でどのように養っていくかということが大事だと思います。

○柿本 皆様、ご意見ありがとうございます。

教育長 先ほども申し述べましたが、年度内には臨時の小中学校長会を開きます。その中で、やはり我々大和市教育委員会としても、これはよそ事ではない、自分のところでも十分起きる可能性がある問題だという立場からお話をしてまいります。その中で、皆様から今いただいたご意見も校長に伝

えて、必ず各学校の教職員を指導し、組織の中で伝わっていくよう徹底したいと思っております。今後とも、この件についてご意見等ございましたら、またいただければと思います。

そのほかには、よろしいですか。

では、私からの報告に対する質疑を終了いたします。

## ◎議 事

○柿 本 それでは、議事に入ります。

教育長 日程第1（議案第1号）「大和市立学校特別教室等使用に関する要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。山崎図書・学び交流課長。

○山 崎 本件は、引地台中学校の学校開放で使用する特別教室に、新たに視聴覚  
図書・ 室を加えるというものです。

学び交流 新旧対照表を基にご説明いたします。別表（第2条関係）について、現  
課 長 行では引地台中学校の開放教室として、音楽室、美術室、工作室と調理室  
の4室が定められておりますが、改正案として、「工作室」の次に「視聴  
覚室」を追加するものでございます。

この改正に至った経緯ですが、今ご説明したとおり、引地台中学校における特別教室の開放は現在、特別教室棟1階の美術室、工作室、3階の調理室、音楽室となっております。このうち、3階の音楽室を吹奏楽の団体が利用したところ、この教室が民家に近い位置にあることもあり、近隣住民の方から騒音に関する苦情がございました。ギターや合唱などの比較的音が小さなものについては使用できますが、吹奏楽などの大きな音が出る活動については、使用を控えざるを得ない状況となっているところでございます。

このような状況から、引地台中学校と協議を行ったところ、特別教室棟4階の視聴覚室であれば、引地台公園側で民家から遠いこともあり、吹奏楽などの大きな音が出る活動を行っても騒音に関する問題はないだろうということで、今回追加することとなったものでございます。

なお、この要綱の施行日は、平成29年2月1日としております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 柿本 細部説明が終わりました。  
教育長 質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
- 青蔭 よき対応だと思いますので、あくまでも住民の方々と良好な関係の中で  
委員 やっていただければと思います。
- 柿本 私から質問させてください。  
教育長 開放教室は、夜何時までの使用可能なのでしょうか。音楽室に対する騒音のお話は、昼間の授業で音楽室を使っていること自体については、特にないということよろしいのでしょうか。
- 山崎 夜は21時まで使えるのですが、苦情をいただいた時の使用は、学校が  
図書・ 休みである土曜日の昼間でした。その時は、暑かったため窓を開けたとい  
学び交流 う経緯もあり、音がより外に漏れたようでございます。  
課長
- 柿本 分かりました。  
教育長 ほかには、よろしいでしょうか。  
ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。  
これより議案第1号について採決いたします。  
本件の原案について、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声)
- 柿本 異議なしということで、議案第1号は可決いたしました。  
教育長 続いて、日程第2(議案第2号)「こども読書わくわくプラン(案)について(諮問)」を議題といたします。  
細部説明を求めます。山崎図書・学び交流課長。
- 山崎 本件は、「こども読書わくわくプラン(案)」に係り、大和市社会教育  
図書・ 委員会議への諮問についてご審議いただくものでございます。  
学び交流 参考資料として、本プランの策定について簡単にまとめたものを添付し  
課長 ております。  
まず一つ目、計画策定の背景についてです。  
本市では、これまで「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づ

き、平成17年に「大和市子ども読書活動推進計画（第1次計画）」、平成24年には「こども読書力向上プラン（第2次大和市子ども読書活動推進計画）」を策定し、子どもの読書環境を整備するための取り組みを行ってきたところでございます。

現在の第2次計画が、平成28年度で終了することから、今回、次期計画となる「こども読書わくわくプラン（案）」を策定するものです。なお、計画名称は、子どもたちや保護者にとって、より親しみやすいものとなるようつけたものでございます。

二つ目、計画の概要ですが、本計画は、本市の第8次総合計画を上位計画とする、子どもの読書活動の推進を図ることに特化した個別計画とし、大和市教育大綱を踏まえつつ、大和市学校教育基本計画及び大和市生涯学習推進計画との整合を図っております。また、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく、本市における、第3次大和市子ども読書活動推進計画として位置づけるものでございます。

計画期間は、国及び県の計画期間と合わせ、平成29年度から平成33年度までの5年間としております。なお、第1次、第2次についても5年間としてまいりました。

計画の構成として、本計画では「読書を通じ、豊かな心と生きる力をはぐくむ」を基本理念とし、三つの「基本方針」及び八つの「施策の展開」で構成しております。

三つ目、計画策定に係るこれまでの経過です。

本計画案は、庁内検討会議である「第3次大和市子ども読書活動推進計画策定委員会」で計画文案等について検討いたしました。平成27年8月に第1回策定委員会を開催し、27年9月から28年3月までに5回の策定委員会の作業部会において策定作業に当たりました。28年6月に第2回策定委員会を開催し、28年12月から29年1月には市民意見公募手続きを実施したところでございます。

四つ目、他市の状況ですが、県内他市における第3次計画策定の状況については、平塚市が平成27年2月に、藤沢市が平成28年3月に策定しており、このほかの県内全市町村で第2次計画まで策定しております。

続いて、第2次計画と第3次計画案の概要です。

第2次計画「こども読書力向上プラン」では、基本方針1「こどもの身近に本がある環境をつくります」、基本方針2「こどもと本の出会いをつくります」、基本方針3「こどもの読書活動をみんなですすめます」としてあります。基本方針1には施策の目標が三つ、基本方針2には施策の目標が五つ、基本方針3には施策の目標が二つぶら下がる形で進めてまいりました。

対して、第3次の「こども読書わくわくプラン」は、基本方針1「こどもの読書活動を手助けするひとづくり」、基本方針2「こどもを読書に導く環境の整備」、基本方針3「読書の楽しさや大切さを伝える取り組みの促進」とし、基本目標1・2には施策の展開が三つずつ、基本目標3には二つぶら下がる形を考えてございます。

基本方針1は「家庭における読書活動の推進」「こどもの読書活動にかかわり、支える人材の育成」「こどもに関係する機関や団体との幅広い連携」、基本方針2は「地域における読書活動の拠点整備」「こどもがいる場所にある本の魅力向上」「学校等での生活を通じた読書習慣の形成」、また基本方針3は「読書の楽しさを伝える取り組みの実施」「自発的な読書活動を促すための情報発信」と、全部で八つの施策の展開を図ってまいります。

続いて、第2次計画の成果と課題、また第3次計画への反映についてご説明いたします。

第2次計画の基本方針1「こどもの身近に本がある環境をつくります」の成果として、学校図書館の施設整備事業である「ウェルカムプラン」がご存じのとおり平成26年度に終了し、全公立小中学校で完了いたしました。また、平成28年11月には、文化創造拠点シリウスに図書館が移転し、3階に児童書専門のフロアである「こども図書館」を整備しました。

今後の課題としては、子どもにとって、より身近な場所の読書環境の充実のため、これまで整備したもの以外に、幼稚園や保育園等の未就学児施設における読書環境の充実を図る取り組みが必要ということで、こちらは第3次計画の中の基本方針2、施策の展開④、⑤に反映いたしました。

次に、第2次計画の基本方針2「こどもと本の出会いをつくります」の成果としては、平成25年10月に、毎月23日を「やまと家読の日」と定め、家庭での読書を通じ、家族のふれあいを推進する取り組みの啓発を行ってまいりました。

課題としては、子どもが本と出会い、読書活動を進めるためには家庭での取り組みが重要ですが、家庭での読書活動の大切さを意識して取り組んでいる保護者はまだ少ない状況にあると考えております。今後は、各家庭での読書活動がさらに活発に行われるための支援を充実させることが必要と考えており、第3次計画では基本方針1、施策の展開①、②へ反映しております。

次に、第2次計画の基本方針3「こどもの読書活動をみんなで進めます」の成果としては、各学校での取り組み事例を発表し、各校の読書活動に関する情報を共有するため、平成24年度から「大和市子ども読書フォーラム」を開催しました。また、このフォーラムを、27年度からは、子どもたちに読書の楽しさを伝えることを目的に「大和市子ども読書フェスティバル」として開催しているところでございます。

今後の課題は、子どもの読書活動の意義や楽しさを伝える上で、地域ボランティア団体、学校ボランティア団体が中心的な役割を担っていますが、活動場所の違いや、交流を持つ機会が不足することによって、活動状況が互いに見えづらいという現状がございました。そこで、これらの団体同士が情報交換できるような場所作りを行い、それぞれの活動に生かすことができるようにする取り組みを充実させるため、第3次計画では、基本方針1、施策の展開③に反映いたしました。

以上が第2次計画の成果と課題及び第3次計画への反映でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○柿本 細部説明が終わりました。

教育長 計画ですので内容が厚くなっておりますが、ただいまの説明に対し、質疑等ございましたらお願いしたいと思います。

○鈴木 計画名称を「こども読書わくわくプラン」とするということですが、整備してきた学校図書館やシリアスの図書館に行くと、私もわくわくしま

す。ですから、このネーミングは非常に良いと思っています。

内容では特に、基本目標2「子どもを読書に導く環境の整備」として、未就学児施設を対象とした読書環境の充実もうたわれているのが良いと思います。シリウスの中の「子ども図書館」は子どものための本がたくさんありますので、そういう環境を活用して、着々と進めてほしいと思っています。

○石川 委員 第2次計画の「子ども読書力向上プラン」から、今回の第3次計画へと、一歩前進したように感じます。特に、「子ども図書館」として児童書コーナーが充実し、かつ子どもたちの興味をそそるような配置が工夫されている運用も含めて、本当に子どもたちにとって良いことだと思います。第3次計画を進めていくための環境が整ったと言えるでしょう。したがって、基本方針2の「子どもを読書に導く環境の整備」については、達成でき得る目標であろうと考えています。

ただ、やはりいろいろな子どもたちがいますから、今まであまり本に親しんでいない子どもたちを、どのような形で巻き込むことができるかがポイントだと思います。今までも、本の好きな子は、自ら借りて読んでくれています。一方で、家庭も含めて本にほとんど触れる機会のない子もいます。そのような子たちにも、読書のおもしろさを伝えながら、本に近づけていくことが、これからの大きな課題だと思いますので、ぜひ研究していただければと思います。

○青 蔭 委員 石川委員のお話にも関連しますが、小さいころから家庭で保護者の方に本を読んでもらったという経験、また家に本があったという環境が、その後の人生の読書習慣につながっているように思います。

一つ注目したこととして、本市では、学校での「朝の読書」を長く続けてまいりました。例え自宅に本がなくても、学校に来れば図書館にも教室にも本があり、毎朝決まった時間に15分集中して本を読むということに取り組んできたわけです。17ページにあるデータで、本を読むのが好きになったきっかけとして、小学生の27%、中学生の21%が学校での「朝の読書」を挙げています。このように、学校で本に接する環境を整え、継続することで、家になくても本が好きになる子が増えてくるのでは

ないかと思えます。

理想は、家に本があって、小さいころから本の読み聞かせをしてもらうことですが、学校で本に親しむことを覚えたら、図書館に行ってくれる子どもや親子ももっと増えるのではないのでしょうか。本を好きになったきっかけとして「朝の読書」を挙げてくれる子たちが多くいることをうれしく思いますし、一層増えるよう私たちも努力していきたいと思えます。

以上でございます。

○小 松 第2次計画の成果と課題がきちんと整理され、第3次計画に活かされていることは、とても良いと思えます。

本計画では、子どもの年齢を0歳～18歳と定義しているわけですが、小学校入学前の未就学児、未就園児のときに本に出会うことによって、それが将来に結びついていくのではないかと思っております。

最近では共働き世帯が増え、なかなか家で本を読んであげる時間が取れないご家庭が増えてきているのが現状だと思います。第2次計画の課題として挙がっていた、家庭での読書活動を活発にするための支援というのは、とても大事なことだと思います。そのうえで、なかなか家庭で本を読んでもらえる機会や、家の中で本に出会うことが少ない子どもたちに対しては、地域の中でどのように支え、よい本に出会わせてあげられるかといったことも、大事な視点だと思っております。

この第3次計画案、とても素晴らしいと思えました。

以上です。

○柿 本 ありがとうございます。私からも意見を言わせていただきます。

教育長 学校では、多くの予算をかけ、図書館整備や学校司書配置などにより、読書環境を整えてまいりました。これは、全国的にも誇れる、子どもたちの読書量の増加につながったと言えると思えます。

学校教育の中でも、図書館の利用や読書活動については、次はステージがもう一つ上がる段階だと思っております。

近年言われているように、学校図書館は、これまでの読書活動の拠点としての位置付けから、情報センター・学習センターとしての一層の活用にシフトしているところです。そうした中で、今回の第3次計画の中で、人

材の育成について明記されていることは、非常にありがたいと思います。人材の育成と、学校の活動とがうまくかみ合ったとき、子どもたちの図書館をベースにした学習活動は大きく広がっていきたくらうと思っております。

一つ具体的に挙げますと、今指導室が中心になって、図書館を使った調べる学習というのを進めており、教員への研修や取り組み方も含めて、これをもっと広げていきたいと思っています。既に取り組んでいるものについても、発展させながら、図書館利用の柱として、末永く取り組んでいきたいと思っています。

このプランは、学校教育にも影響するものですので、私としても非常に期待しているところです。

以上でございます。ほかによろしいでしょうか。

ほかはないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○柿本 異議なしということで、議案第2号は可決いたしました。社会教育委員会  
教育長 会議への諮問をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、日程第3(議案第3号)「平成28年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について」を議題といたします。

細部説明を求めます。大下教育総務課長。

○大下 大和市教育委員会表彰の被表彰候補者として、追加で1件ございます。  
教育総務 こちらについては、平成28年度被表彰者を12月定例会でご審議いた  
課長 だき、決定したところでございます。その後、新たに1団体が表彰の規程に該当し、学校長から指導室を通して推薦がございました。

当該団体については、1月になってから年間行事が終了し、表彰候補者に該当することがわかりました。本市学校教育振興団体として、学校教育の振興・発展に寄与されたとして、功勞表彰とするものでございます。

なお、ご審議に際しては、決定前につき、名称を避けていただくようお願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○柿 本 細部説明が終わりました。  
教育長 質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「ございません」の声)

○柿 本 特にないようですので、質疑を終結いたします。  
教育長 これより議案第3号について採決いたします。  
本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿 本 異議なしということで、議案第3号は可決いたしました。  
教育長

#### ◎その他

○柿 本 それでは、「その他」に入ります。  
教育長 各課での報告事項について、順次報告をしてください。  
今回は、「大和市教育委員会の会議における報告事項に関する申合せ」  
に基づく報告のうち、学期ごとの報告となっている事項について、2学期  
分の報告がございます。

初めに、藤井指導室長。

○藤 井 指導室から、初めに市立小中学校におけるいじめの認知件数についてご  
指導室長 報告します。

表に示すのは、件数と事案の内容で、事案の内容については複数回答と  
しているものです。そのため、例えば、「からかい」「嫌がらせ」「暴  
言」など、各事案の数の合計は、必ずしも件数と一致するものではござい  
ません。1件の中に「からかい」や「嫌がらせ」と複数の事案として計上  
しているものもございます。

全体を通し、学年が上がるに連れ、成長とともに相手に対する接し方な  
どを学んでいることが見受けられます。特に中学3年生では1、2学期と  
も認知件数が少なくなっております。

一方、ほかの学年を見ますと、いたずら書きや仲間に入れたい、その場

の感情で相手が嫌がることを言うなどの行動が見られます。特に、小学校5、6年生がピークになっています。

暴力行為については、小学校低学年では、口でうまく説明できないことから、手が出てしまう傾向がございます。小学校高学年や中学生になりますと、相手の気持ちを考えずに、かっとして手を出してしまうという事案が見られました。

金銭要求については、小中学校合計で3件ございます。おごったか、おごらされたかといった話では、それぞれの見方があるかもしれませんが、あくまでも被害者側に立っての計上でございます。3件とも、金銭を被害者側に返し清算する形で解決しております。

また、SNSに関しては、メールやLINEを通してのものです。特にメールなどは、相手がわからない、インターネット上で不特定多数の人間から誹謗中傷を受けるというような事案が多い中、2学期の3件については、全てその発信元がわかっております。各学校で発信者側に対しきちんと指導する中で、全て解決しております。

なお、先ほど教育長報告でも話が出ました東日本大震災による被災児童生徒に関して、本市では16名在籍しておりますが、各学校に様子を確認したところ、全員元気に過ごしていると報告を受けております。

続いて、いじめ・不登校の相談受理状況でございます。

小学校では、10月に1件ございます。これは、授業中に後ろの席の子が机の下から前の子の椅子を蹴って、非常に嫌だという訴えでした。

指導室から学校に話をするとともに、青少年相談室の相談員にも関わってもらいながら解決に向けて取り組みました。一定の解消を見ているものの、指導室から青少年相談室の相談員に引き継ぎながら取り組んでおりますので、現状では継続扱いとしているところでございます。

中学校では、いじめ事案が10月に1件で解決済み、同じく10月に不登校1件で継続となっておりますが、これは全部同じ家庭の事案です。保護者ではなく親族の方から、心配でという相談を受けました。学校にも伝え、継続的に様子を見てもらっていますが、まだ完全に登校できてはいない状況が続いています。

また、不登校に関しては、9月にも2件あります。2件とも、不適応が原因で不登校になってしまった子に関する相談でございます。それぞれの状況を聞きながら、場合によっては、学区外就学やフリースクールといったことも視野に入れ、少しでも学校に通えるよう進めております。

先ほど県・市町村教育長会議の関連で青蔭委員が言われていた、どんな明言でも、というお話について、特に昨年は、障害者差別解消法が施行されたり、学校いじめ防止基本方針の見直しが指示されたりと、まさに定める文言について大きく言われた年です。にもかかわらず、やまゆり園の事件や被災児童のいじめというものがございました。

法整備や方針の見直しをしたから良いわけではない、ということは、我々も十分感じ、理解しております。今、学力向上と児童生徒指導という二つのテーマを立て、各小中学校に全部で56回、それぞれの学校に出向いて研修をしております。特に、子どもというのが、教員の指導の鏡であり、自らが映し出されるものだという話の中で、子どもの行動や言動、学習の結果などは、自分が指導した結果なのだという事を伝えています。子どもができない、環境が悪いというのではなく、その指導の方法を常に振り返りながら、工夫する中で子どもを育ててほしいと発信しているところでございます。こうしたことを通じ、少しでもここで報告する数字が減っていくよう取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○柿本 ありがとうございます。

教育長 続きます、中村青少年相談室長。

○中村 青少年相談室から、まず市立小中学校における長期欠席児童生徒数についてご報告いたします。

相談室長 長期欠席事情報告書に上がった件数で、一月の中で連続3日、断続5日以上欠席した児童生徒について、不登校に限らず病気の欠席や家事都合も含めた欠席状況をまとめたものでございます。

まず、小学校ですが、8月は28名、9月は75名、10月は88名、11月は117名、12月は104名でした。この中で、病気または家事都合等で、不登校に該当しない人数は、8月5名、9月20名、10月2

3名、11月36名、12月42名となっております。11月、12月については、溶連菌感染症等、感染症による欠席が多く見られましたが、ほとんどの児童は、その後回復して登校ができております。

その中で、特に3日から5日欠席の児童のうち、夏休み明けから体調不良、生活のリズムの乱れなどによって欠席が長引く児童が10名おります。運動会などの行事をきっかけに不登校傾向になる児童もおります。児童の不安を取り除くなど、環境を整えるとともに、家庭訪問等により登校支援を行っております。

また、6日から15日の児童については、友達とのトラブルや学習に対する不安等により登校を渋るようになった児童や、生活リズムの乱れから休みがちになっている児童が多くを占めております。

複数の要因が挙げられるケースがほとんどですが、家庭訪問、手紙などで家庭と連絡を取り合い、登校の支援を行っております。長期化し始めた児童に対しては、別室登校、放課後登校など、児童の気持ちを大切にしながら登校を促すとともに、担任と児童・家庭との交換ノート、または家庭訪問における相談や学習指導などにより、児童の不安を解消しながら登校に向けての支援を行っております。さらに、欠席が長引いている児童については、医療機関等、他機関へつなげるなどの支援を行ったケースもございます。

また、2学期からまほろぼ教室に通室を始めた児童が、小学校では2名おりました。欠席が長期化することにより体力も低下している児童が少なくないので、個々の状況を確認しながら、無理のないように支援を行うことを心がけております。なお、学習発表会などの行事や、校長先生との関わり等が登校のきっかけとなり、登校ができるようになった児童もおりました。

さらに、16日以上欠席がある児童のうち、12名は4月からほぼ学校に登校できていない実態がございます。担任が家庭訪問をして学習支援を行うほか、放課後に、児童の興味に応じた製作活動を行うなどにより、登校支援を行っております。また、まほろぼ教室や青少年相談室での継続的な相談を行うとともに、地域の方の協力を得ながら、様々な機関と連携し

て支援に当たっております。

他機関との連携により、1学期からの不登校が改善したケースは9件ございます。今後も児童の状況を慎重に見きわめ、必要な支援を行っていきたいと思っております。

続いて中学校ですが、8月106名、9月176名、10月199名、11月193名、12月177名が報告されています。

このうち、病気等で不登校に該当しない人数は、8月8名、9月9名、10月15名、11月11名、12月9名でした。

1学期にも断続的な欠席はあったものの「連続3日、断続5日」の報告対象には該当しなかった生徒が、2学期の欠席人数3日から5日の人数に4名含まれています。報告基準にこだわらず、生徒の欠席に対して注意深く意識していく必要性を感じております。

また、友達とのトラブル等をきっかけに欠席する生徒に対しては、学校での指導や配慮により改善を図っております。体調不良等を訴え、欠席が長引く生徒に対しては、家庭訪問や、中学校に配置されておりますスクールカウンセラーの相談につなげることにより、欠席の要因を明らかにしながら生徒の不安解消を行っております。

また、6日から15日に関しては、引き続き欠席が続いている生徒が多く、別室登校やまほろば教室、フリースクール等への通室などにより、それぞれの生徒の状況に合った形で登校支援を行っております。欠席の要因は、友人関係、学習、進学等への不安など様々ですが、病気の診断を受け、医療機関にかかわっている生徒も多くなっております。それぞれの生徒が安心して過ごせる場所で、不安や課題を解消していけるよう、学校と関係機関が連携を行っております。

また、16日以上については、1学期から不登校が続いている生徒や、体育祭等の行事をきっかけに欠席が長期化している生徒が上がっております。1学期から全欠席なのは20名で、昼夜逆転等、生活のリズムが乱れている生徒がほとんどです。学校では、進学など生徒の興味・関心に応じた様々なきっかけによって登校できるような働きかけをしたり、メッセージのやりとり、不登校生徒がつくったものをクラスで使うなど、クラスの

友達との関係が切れない取り組みを行っております。

また、スクールソーシャルワーカーが定期的に家庭訪問を行い、生徒との関係を築きながら、学校とともに必要な支援を行っているケースもございます。関係機関との連携を図り、生徒の意思や気持ちに添って支援をしております。

続きまして、青少年相談室における教育相談の受理状況でございます。

内容として最も多かった相談は不登校に関するもので、78件ございました。内訳は、小学校が17件、中学校が56件、高校が5件でした。

不登校の相談は、保護者に学校と連携することの承諾を得て、学校での環境を調整しつつ、保護者、児童生徒との面接を行っております。各ケースの課題を整理しながら、必要に応じて医療機関等の関係機関へつなげるほか、保護者や児童生徒の不安を取り除く形で、登校に向けた支援を行っております。

次に多かった相談内容としては、性格・行動上の問題で、76件でした。こちらは発達等、個々の特性から来る様々な課題により、学校生活での支援を必要としている児童生徒に対して、学校と連携して環境を整えたり、継続的な面接を行ったりして課題の解決を図っております。内訳は、小学生が69件で、中学生が5件、高校生が2件です。小学生の相談が多い中で、小学校に派遣されている相談員が中心となり、児童の学校生活の行動の様子を観察しながら、児童が何に困っているのかというところを教職員と共有し、ケース会議等を行って必要な支援を検討しております。

次いで、学校生活の課題が、40件ありました。友人とのトラブル等で学校生活に不安を抱えている児童生徒については、学校に本人の気持ちを伝え、学校での環境を整えるとともに、やはり傷ついた本人への心理的なケアを行うことを目的として、継続的な面接を行いました。

また、発達障害の相談も34件ございました。必要に応じて心理検査等を行い、それぞれの児童生徒の特性を把握し、必要な支援を行っております。

いずれも、可能な限り学校と連携して、児童生徒とその保護者に寄り添い支援を行っております。

続きまして、青少年相談室における街頭補導の状況です。

8月～12月に実施した補導回数ですが、120件です。補導に従事した人数は、延べ385名でございました。

補導内容は、1学期と同様、暴走行為等交通違反が最も多く58件で、自転車の二人乗りや、携帯電話等を操作しながら自転車の乗車をしている人たちに対する指導をいたしました。続いて、飲酒・喫煙のカテゴリが6件となっていますが、こちらは全て喫煙の指導です。グループになって、ショッピングセンター等で喫煙をする行為が目立ちました。店舗の警備員とともに連携をしながら指導に当たっております。

なお、8月～12月にかけては、学校からの情報を基に夜間パトロールも行いました。

続きまして、教育支援教室「まほろば教室」の通室状況です。

まほろば教室には、12月現在27名の児童生徒が通室しており、内訳は小学生が5名、中学生が22名です。

2学期には、小学校低学年の児童が通室を始めました。この児童に対しては、スポーツの時間や休み時間の中で、中学生が気遣いながら、暖かく接してくれています。今までとは違った形でのまほろば教室の雰囲気もでき、児童生徒それぞれのつながりが深まりました。

また、2学期は様々な行事がありましたので、児童生徒の実態に合わせて、学校の行事、体験学習等に参加することもできました。引き続き個々の状況や気持ちを大切にして支援を行いながら、登校へと導いていきたいと考えております。

以上でございます。

○柿本 教育長 では、続きまして、大下教育総務課長。

○大下 教育総務 課長 私からは、教育委員会が受けた小中学校に関する苦情についてご報告します。2学期には、24件ございました。

主なものとして、教員の対応に関するものが半数近くとなっております。相談方法は電話によるもので、ほとんどが指導室で対応したものでございます。

以上でございます。

○柿本 最後に、山崎教育部長。  
教育長

○山崎 私からは、通学路の安全対策に係る要望とその対応状況についてご報告  
教育部長 申し上げます。

1の大和東小学校については、9月25日に受理した要望に関する対応結果でございます。12月5日に所管課から対応結果の報告がございました。

2の文ヶ岡小学校については、10月1日に受理した要望に関する対応結果でございます。こちらも12月5日に所管課から対応結果の報告がございました。

以上でございます。

○柿本 全体の説明が終わりました。多岐にわたった内容ですが、一括して、ご  
教育長 意見、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

○石川 最近特にまた、いじめの問題が話題になっていますので、それに関する  
委員 意見です。

今、新聞等々で目にすることとしては、いじめがあったという結果として報道されています。どこの市でも、子どもたちにアンケートを取ったり、学校から調査報告を受けたりしながら、早期発見・早期対応に努めているにもかかわらず、結果としていじめがあったということになっています。

つまりは、表面上こうした報告の数字に出てこないいじめというのが、潜在的にあるのではないのでしょうか。何らかの方法で、現場の教職員が、アンテナをしっかりと立てて見ていく必要があると思うのです。

例えば、SNSに関し、誹謗中傷のようなものが送られた、あるいは書き込まれたとして、それが来たと言ってくれる子はまだ良いのですが、保護者なりに言うことすらできず、抱え込んでしまうような子については、なかなか発見できないでしょう。大人が把握に努めても、限界はきっとあるのだと思います。しかし、数字に表れようと表れまいと、報道されようとされまいと、いじめが起きたらそれは、非常に大きな問題なのです。

この学校から報告してもらった数字は、もちろんとても大事なのですが、これ以外にも、何か埋没しているものがあるのではないかと、それを今後どうしていくかというところを、考えていかなければならないと思います。やはり、教職員の目を、感度を、どのように育てていくかが大事だと思います。

○柿本 ありがとうございます。

教育長 特にSNS等のインターネットを介したいじめは、ますます見えなくなりつつあるということで、随分問題になってきています。そのことに対しての課題意識も持っていますが、これに関し、教育研究所からお伝えすることがあれば、お願いします。

○石川 例えば、SNS等を利用する中で、子どもたち自身がどのようなことに  
委員 気をつけていくかを、教育研究所で指導しているのだと思いますが、今後どのような指導を考えているか、教えていただければと思います。

○竹中 毎年行っている実態調査について、学校ごとに傾向が見られるものがあり  
教育研究 ますので、今年度は、それを教育研究所で詳しく分析し、学校ごとの手  
所長 立てを提案できるよう改善しているところでございます。これまでは、情報提供という形で、統一的な内容を伝えていましたが、学校からのSNS等に対する相談事は、それぞれ独自のものがあるということもわかってまいりました。そのため、できるだけ学校事情に合わせた提言を行えるよう、研究しております。

○柿本 先日、中一ギャップ検討会を開催した際、中学校の校長から報告されました。スマートフォンの使用やそれによるいじめの問題にも関わって、子どもたち自身、また先輩が中心になって、携帯電話等の使用方法を考えていく取り組みを行い、ある程度の成果を収めているということです。また、先ほどから話に出ている、教職員による早期発見、問題解決能力ということもありますが、もう一方で、子どもたち自身の意識をどう変えていくかということも、特に高学年から中学生については、今後の非常に大きな課題であろうと認識しております。

ほかはいかがでしょう。

○青蔭 学校訪問の際にも、学校では企業の方をお招きし、スマートフォンの使

委員 方等々を教えるなど、いろいろな取り組みをしているとお聞きしており、若干のところは良くなっているかと思いますが、石川委員がご指摘のように、表に出てこないところを、私たちがどう考えていくかだと思います。

私たちもここで一生懸命考え、指導室では資料を作ったり研修したりして各教職員に発信していただいています。つまるどころ現場の教職員の意識、子どもたちを大切にしたいという思い、これに尽きると思います。

たびたび申し上げて恐縮ですが、どのような施策を掲げようと、人が感じ、気づいて、動かなければ意味がありません。教員は、免許を取って給料をもらうわけですが、教員自身には一般的な職業の一つというよりも、人を育てるという責任を持つ、尊い職業であるという意識を持っていただきたい。大学にもお願いしたいところがございます。そして任用の際には、一人一人にきちんとそのことが伝わるよう、できれば文書ではなく、心を込めてお話をさせていただきたいと思います。ここをもう少し掘り下げないと、いくら取り組んでも、よくなりません。

先ほど指導室長が、子どもは教員の鏡であると言っていました。逆も然りで、教員を見れば、子どもたちがどういう態度を示すか分かるのだということまで、少し厳しく指導していただいた方が良いのかもしれない。

厳しい言葉で恐縮ですが、教員という職業を選んで就いたわけですから、それだけの自覚を持って、世界に羽ばたき歴史に残るような教え子を育てる気概を持っていただきたいと思います。

道徳の教科化が言われている折でもありますので、そのようなことも含め、今一度原点に立ち返っていただきたいと感じています。どうぞよろしくお願いいたします。

○石川 委員 教育委員会が受け付けた市立小中学校に関する苦情に係って、今回は教員に関するものが多かったということでした。中身はそれぞれ違うのですが、教育委員会がどう初期対応するかが、とても重要になってくるのだらうと思います。今後も教員や子どもたちのトラブル等に関する苦情が寄せられることはあると思いますが、できるだけ丁寧に初期対応をしていただいて、問題がこじれないようにすることが大切です。皆さんある程度

覚悟を持って連絡してくださるのでしょから、無下にせず、やはり一つずつ丁寧に対応することが大事だと思います。当然そうしていると思いますけれども、引き続きよろしくをお願いします。

○柿 本            ありがとうございます。

教育長            その件に係って、先ほどの横浜市のいじめ問題で課題になったことの一つに、教育委員会がどこまで学校現場と連携を取り、指導・助言をしているかということがありました。本市では、指導室が中心となり、積極的に学校と協力関係を作りながら、助言等に努めています。

                  石川委員のおっしゃるとおり、教育委員会まで話が上がってきた時に、どのように初期対応するかという中で、教育委員会が学校としっかり連携することが、解決に向けた大きなポイントだと思います。

                  今のところ、本市では、指導主事を中心に積極的に学校現場へ入っているような状況です。

○石 川            そこに入るに当たって、教育委員会のスタンスとしては、基本的に学校を守る立場にあると思うのです。ただ、このような苦情になった場合、まずは保護者の立場で物事を考えていかないと、なかなか理解できない側面があるかと思しますので、そこは大事にしなければと思います。

                  万が一話がこじれたときは、教育委員会は所詮学校に肩入れしている、といった話が必ず出てきます。確かに学校を守ることは必要ですけれども、一方で保護者目線でも考えないと公平でなくなってしまう、またそのように誤解されることもあると思うので、ぜひ、その辺はよろしくをお願いします。

○青 蔭            今のお話に関して、私はどちら側につくというより、どのような場合にも客観的に、そして法的にどうか、というスタンスでいる必要があると思います。法的なことは、きちんと専門家にお伺いして、個々の事案ごとに冷静に判断し、どのような解決方法が最善かを考えなければなりません。

                  「初期対応」というのは、私が教育委員になった当初から既に言われていることです。それでも学校は、時に情報を学校内で収めてしまうことがあります。校内で解決できることもあります、できないこともあります。そのような場合に、情報が遅れると事態は一層深刻化します。何か起きた

時、それが明るみになることを避けたいという心情もわかりますが、学校運営の責任者としての覚悟を持って、自分を律しながら厳しくやっていく必要があると思っています。

私自身も含めて、お互いに身を正していきたいと思っています。

○鈴木委員 長期欠席児童生徒数についてですが、昨年同時期に比べると、人数で言うると多くなっています。

ただ、数字云々ではなく、不登校から登校復帰できた児童生徒もいて、個別にいろいろな事情や理由があるとは思いますが、そのノウハウというものを、青少年相談室から各学校の教職員に情報提供してもらえたらと思います。

○小松委員 いじめ、不登校共に言えることだと思いますが、保護者と学校の教員が、子どものちょっとした変化に早く気づくことがとても大事なことはないかと思っています。

教員の皆さんには、子どもたちの小さな変化を見逃さない目を養ってほしいと思いますし、同時に、家庭でももちろん気をつけなければならないと感じます。学校と家庭とが連携を取りながら、早い時期に何らかの手立てを打つことができれば、深刻な問題になるケースも少ないと思います。

また、不登校についてですが、実際の事例として、小学1年生から5年生まで、一度も学校に来られなかった子が、6年生になって登校できるようになったケースがありました。教員の根気強いアプローチをはじめとする様々な働きかけが実ったのだと思います。先ほど鈴木委員もおっしゃっていたように、成果の出たケースを検証しながら情報発信し、今後も取り組みを進めていただければと思います。

○柿本 ほかには、よろしいでしょうか。

教育長 様々なご意見をいただきましてありがとうございます。今回、2学期分の報告をさせていただき、3学期分は4月に予定しております。その報告の際や、また今後の取り組みにも、皆様のご意見を生かしてまいりたいと思います。

一点、中村青少年相談室長にお願いします。鈴木委員のご指摘もあつた

ように、長期欠席者数は、昨年度と比較して相当増えています。確かに全国的に増えているという傾向はあるわけですが、本市でもいろいろな手を打ってきています。そこで、増えている中での全体の傾向をもう少し具体的に分析してもらいたいのです。例えば、小学校だと3日～5日あたりが特に増加しており、その原因はこういう理由でこのような傾向がある、といったことです。

さらに、どのような成果が表れているかという、取り組み結果の分析を交えて、できれば次回3学期分の報告で、1年間まとめた形で出してもらうのがよいかと思います。これだけ人数が増えているのは事実であり、それをただ増えましたというだけで過ぎるわけにはいきませんので、もう一歩踏み込んだ視点で報告してもらえたらと思います。

○中 村 村長 ただいまのご指摘を参考に、3学期分の報告でご説明させていただいた  
青少年 と思います。ありがとうございます。

相談室長

○柿 本 本部長 よろしくお願ひします。

教育長

それでは、その他の報告を続けます。「平成28年度渋谷土地区画整理  
関連遺跡展開催について」。樋田文化振興課長。

○樋 田 樋田課長 今回、渋谷土地区画整理関連の遺跡展を「町の下にはムラがあった」と  
文化振興 というテーマで実施いたします。

課 長

展示の趣旨でございますが、大和都市計画事業渋谷地区土地区画整理事業は、高座渋谷駅周辺の都市基盤整備を目的として平成5年から施工されております。この区画整理事業に伴う発掘調査成果を中心として、市南部・高座渋谷駅周辺の遺跡の様子を紹介するものでございます。

開催場所については、3か所予定しております。まず本展として、文化創造拠点シリウスのギャラリーで2月23日から3月5日まで開催します。続いて巡回展ですが、南部としてIKOZAのギャラリーで3月10日から12日まで、最後は、北部としてつる舞の里歴史資料館で3月15日から20日までの期間で行います。

展示内容は、本展では、パネル展示、資料・復元展示、その他の資料展示となりますが、北部と南部については、面積等を考慮しながら、できる

だけ同内容のものを展示したいと思っております。皆様、ぜひ足を運んでいただければと思います。PRについてもしっかりと行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○柿本 ただいまの報告に関し、質疑、ご意見等ございますか。

教育長

○青蔭 頑張って地域を盛り上げていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員

○鈴木 これまでは、こうした企画展はつる舞の里歴史資料館で実施することが多かったように思います。1か所だけではなく、今回のように巡回展を含め3か所で開催するのは非常に良いことなので、ぜひ今後もそのようにお願いしたいと思います。

委員

○柿本 ありがとうございます。ほかには、よろしいですか。

教育長

では続いて、「図書館の横浜市との相互利用について」。山崎図書・学び交流課長。

○山崎 本件につきましては、先日も定例会で報告させていただいているところですが、大和市と横浜市の図書館相互利用の実施日が確定いたしましたので、改めてご報告いたします。

図書・

学び交流

課長

開始日は、平成29年3月1日水曜日でございます。

開始までのスケジュールとしては、協定書の締結が29年1月、今月中の予定でございます。また、プレスリリースについては2月中旬で、本市と横浜市が同時に行います。また、『広報やまと』への掲載については、3月1日号を予定しております。

また、相互利用の範囲でございますけれども、また前回報告したとおり、横浜市については、蔵書数が全18館及びバスの移動図書館「はまかぜ号」の合計で384万5,656冊です。本市は、学習センター図書室を含めた全5館の合計で、52万5,746冊になります。横浜市の本が利用できるようになることは、大和市民にとっても非常に良いことであると考えております。

横浜市以外の他市の相互利用に関するこれまでの経緯ですが、平成6年2月18日には、大和市を含め県央地区の8市1町1村で広域利用の相互

協定を締結して、同年の3月10日より利用を開始しております。また、平成22年4月1日に藤沢市と広域利用の相互協定を締結し、同年7月1日より利用開始をしているところです。

横浜市との相互利用の内容については、協定締結先の市の施設において利用者登録、貸し出し、返却を行います。ただし、予約の受け付けは両市とも行いません。相互利用の実施により生じる費用については、それぞれ貸し出しを行う図書館を設置する市が負担することとなっております。その他、相互利用が可能な図書館サービスの範囲は、大和市と横浜市がそれぞれ別に定めることとなっております。

大和市民で横浜市に通勤されている方もいますので、多くの蔵書数を誇る横浜市の図書館を利用できることは、大きなメリットになると思います。

また、横浜市の境川のところから大和駅を使って通勤されている方が多くいらっしゃり、11月3日にシリウスが開館して以来、シリウスを利用される横浜市の方も増えてきました。その中で、大和市の本を横浜市民も借りたいというご意見が多く寄せられていたこともあり、今回の協定締結により、今後シリウスの利用増にもつながっていくのではないかと期待しています。

以上でございます。

○柿本 説明が終わりました。質疑、ご意見等ございますか。

教育長 予定されている報告は終了しましたが、事務局より何かございますか。

委員の皆様から何かございますか。

特にないようでしたら、2月の会議の日程をお知らせいたします。2月定例会は、2月14日火曜日午前10時からを予定しております。

◎閉 会

○柿本 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

教育長 これにて教育委員会1月定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時35分